でんさいネットのご利用の際の留意事項について

項目	ご注意いただきたいこと
利用手数料	● 足利銀行が定める利用料(手数料)を足利銀行にお支払いただきます。 ● でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク社)からお客さまに対し、手数料等の費用を 直接請求することは原則としてありません。
サービスのご利用時間(営業日・営業時間)	 サービスのご利用時間は、平日/土日/祝日とも7:00 から 23:00 までとなります。ただし、当日扱いの受付は 15:00 までとなります。 (※割引や譲渡担保の融資申込については、希望日の2銀行営業日前までの受付となります。) 上記以外の時間帯であっても、サービスを提供する参加金融機関もありますので、具体的なご利用時間や受付時限は該当の窓口金融機関に、直接、お問い合わせください。
利用者番号	 お客さまには、1法人(個人事業主の場合は1人)につき1つの利用者番号を付与いたします。 複数の窓口金融機関を利用する場合であっても、利用者番号は同一(1つ)となります。(※例えば、法人のお客さまが本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)となります。) (※すでに利用者番号をお持ちのお客さまが、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。)
「でんさい」の発生 (手形の振出に相当)	 「でんさい」を発生させる際の債権金額は、1円以上 100 億円未満です。なお、債権金額は1円単位で設定いただけます。 「でんさい」の支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(「でんさい」の発生日)から起算して7銀行営業日(債務者請求方式の場合は3銀行営業日)経過した日以降で 10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。
「でんさい」の譲渡 (手形の裏書に相当)	 「でんさい」を譲渡する場合は、当該「でんさい」を保証していただく取扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかった場合には(支払不能)、「でんさい」を譲渡したお客さまは、債権者に対して、支払義務を負うことになります。 債権者利用限定特約(「でんさい」の債務者とはならない特約)を締結したお客さまであっても、「でんさい」を譲渡する場合は、当該「でんさい」を保証する取扱いになります。
「でんさい」の分割譲渡	 「でんさい」は、債権金額を二つに分割して、片方の「でんさい」を譲渡することができます。 (※例:1,000 万円の「でんさい」のうち 800 万円を分割譲渡し、残りの 200 万円の「でんさい」を自分の債権として保有。) 分割のみの取扱いはできません。
「でんさい」の取消等	● 「でんさい」の発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日(記録日から支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日まで)の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます。 (当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続が必要になります。)
「でんさい」の記録内容の変更	● 利害関係者全員の承諾が無いと、「でんさい」の記録内容を変更することはできません。 (※利害関係者が3名以上いる場合、「でんさい」の記録内容の変更が非常に困難になることがあります。「でんさい」の記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)
記録請求の制限時間	● 「でんさい」の支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。 (※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となる「でんさい」の支払期日の3銀 行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、【別紙2】をご参照ください。)

項目	ご注意いただきたいこと
「でんさい」の決済(支払い) (口座間送金決済)	● 「でんさい」の決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客さまは、当該「でんさい」の口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。
	(※支払期日の 14:00 時点で資金が不足している場合、口座間送金決済による支払いができない状態となります。)
	● 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払 不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 (※ 詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。)
	● 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は債務者の資金準備状況などによって異なります。(入金状況の確認は、「あしぎん法人インターネットバンキング」のご利用をお勧めします。)
	● 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合
	は、口座間送金決済が行われます。 ● 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(「でんさい」の譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。
	● 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録をした場合、特別求償権を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。
口座間送金決済の中止	● 債務者のお客さまは、契約不履行等、「でんさい」の支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中
	止の依頼と併せて異議申立してください。 (※詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。)
支払不能処分制度 (手形の不渡処分制度に相当)	 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として 当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。 「でんさい」の債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融 機関に対して通知されます。
	● 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。
	■ 同日に複数の「でんさい」が支払不能となった場合は、1回とカウントします。 ■ 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。
異議申立の手続	● 契約不履行等、「でんさい」の支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金 決済を中止するときは、債務者のお客さまは異議申立をすることにより、支払不能処分 を猶予してもらうことができます。
	● ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日まで に窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額 (異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。 (※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還されます。)
記録事項の開示	● 「記録事項」の開示請求ができる者は、当該「でんさい」の利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人「でんさい」の譲渡人を含む。)とその窓口金融機関です。
他の記録機関との関係 (記録機関変更記録)	● でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変 更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取扱いすることができ ます。
	● なお、でんさいネットの「でんさい」は、他の電子債権記録機関に移動することはできません。

【別紙1】使用している用語の説明

項	目	ご 注 意 い た だ き た い こ と
窓口金融機関		お客さまとの間で利用契約を締結し、お客さまからの記録請求等の窓口となる金融機関の
		ことです。
参加金融機関		全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協系統金融機関等、「でんさい」のサービスを提供で
		きる金融機関のことです。
でんさい		でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
支払不能		支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
口座間送金決済		債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引落し、送金を行うこ
		とにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
電子記録保証人		「でんさい」の債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客さまのこと
		です。通常は、「でんさい」を譲渡した際の「でんさい」譲渡人が、これに該当します。
特別求償権		電子記録保証人が債務者の代わりに支払いをし、かつ、支払者として支払等記録をした場
		合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求
		償できる権利のことです。

											_
支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)						決済情報提供日		口座間送金決済日			支払等記録日
各種記録請求と制限 (〇:記録請求可能) (Δ:条件付で記録請求可能) (一:記録請求不可)		⑥銀行営業日前	⑤銀行営業日前	④銀行営業日前	③銀行営業日前	②銀行営業日前	①銀行営業日前	支払期日	①銀行営業日後	②銀行営業日後	③銀行営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者:債務者、債権者)	0	△ [注 10]	△ [注 10]	△ [注 10]	△ [注 10]	_	_	_	_	_	_
2. 譲渡記録請求 (請求者:債権者)	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	△ [注5]
3. 分割譲渡記録請求 (請求者:債権者)	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	_
4. 保証記録請求(単独保証) (請求者:債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	△ [注5]
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した 場合)[注1] (請求者:債権者)	0	0	0	0	0	_	_	△ [注6]	△ [注6]	△ [注6]	0
(請求者:支払者)	〇 [注7]	_	_	_	_	_	_	△ [注6]	△ [注6]	△ [注6]	0
6. 変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を 変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人[注2])	0	0	0	0	Ο	0	0	0	0	0	△ [注8]
(2)債権金額など利用者属性情報以外の記録 を変更する場合[注3] ① 利害関係者が債務者と債権者しかいな い状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法[注4] (請求者:債務者、債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0	〇 [注9]	_	_	_	_	_	_
② 利害関係者が3名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人[注2])	0	0	0	0	〇 [注9]	_	_	_			—
7. 取消請求[注 11] (請求者:発生記録債務者請求方式の債権者、 譲渡記録の譲受人等)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			_			

- [注1] 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
- [注2]「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
- [注3]「一」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- [注4] オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」「支払期日」「譲渡先制限の有無」「発生記録の取消」の4項目のみ。
- [注5] 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- [注6] 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。
- [注7] 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
- [注8] 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
- [注9] 書面でのお手続となりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。
- [注 10] 債務者請求方式に限り可。
- [注11] 発生記録または譲渡記録の相手方による取消請求は、発生記録または譲渡記録の電子記録年月日を含む5営業日以内に限り可。ただし、記録日から支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日まで可。